

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十七号

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 中小企業高度化資金 法第十五条第一項第三号ロ及びハに規定する資金並びに同項第十八号に掲げる業務のうち同項第三号ロ及びハ並びに第十二号に掲げる業務に附帯する業務として中小企業者に貸し付ける資金（以下「中小企業者貸付資金」という。）並びに同項第四号に掲げる業務のうち同項第三号ロ及びハ並びに第十二号に掲げる業務に附帯する業務として独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に貸し付ける資金（以下「機構貸付資金」という。）をいう。

第三条中「及び地方公共団体等貸付資金」及び「及び別表第二」を削り、「従い、」を「従い」に、「事業団貸付資金」を「機構貸付資金」に、「中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書（以下「事業団業務方法書」を「機構の定める高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則（平成十六年規程十六第四十三号。以下「準則」に、「事業団に」を「機構に」に改め、「（以下「貸付金」という。）」を削り、同条に次の二項を加える。

2 中小企業者貸付資金の貸付けを受けることができる中小企業者は、自己又

は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項の中小企業者は、同項第二号又は第三号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

第四条を次のように改める。

（中小企業高度化資金の種類等）

第四条 中小企業高度化資金の種類、貸付割合、利率及び償還期限（据置期間を含む。）は、中小企業者貸付資金にあつては別表第二に定めるところによるものとし、機構貸付資金にあつては準則に定めるところによるものとする。

第五条第一項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第七条第一項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第八条第三項を次のように改める。

3 借主は、前項の規定に係る連帯保証人が欠け、又は当該連帯保証人について、保証能力がなくなつたと知事が認めて指示したときは、速やかに連帯保証人を変更し、知事の承認を受けなければならない。

第十条第一項及び第十一条第二項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第十二条の見出し中「貸付金の」を削り、同条中「貸付金の交付請求書」を「中小企業高度化資金貸付金交付請求書」に、「二」を「いずれかに」に、「貸付金の交付請求をする」を「提出する」に改め、同条第一号中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第十三条の見出し中「貸付金の」を削り、同条中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第十四条第三項及び第十五条第二項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第十五条の二を削る。

第十六条中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改め、同条第七号中「破産、和議開始」を「破産手続開始、民事再生手続開始」に改め、同条第九号中「大企業者」を「大企業」に、「第三号」を「第五号」に改め、同条第十号中「大企業者」を「大企業」に改め、同条に次の二号を加える。

十二 貸付対象事業を中止し、又は廃止したとき。

十三 第三条第二項又は第三項の規定に違反していることが判明したとき。

第十七条第一項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同条第二項中「貸付金」を「中小企業者貸付資金」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(特則)

第十八条 機構貸付資金に係る貸付申請、診断、交付決定等については、別に知事が定める。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「施行令」という。）第2条第1項第1号イに規定する事業のうち、経営革新のための事業	(1) 経営革新計画承認グループ事業を行う一の代表者 (2) 経営革新計画承認グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 経営革新承認グループ事業を行うそれぞれの者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号イに規定する事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業	(1) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う一の代表者 (2) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行うそれぞれの者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
3 下請振興事業計画承認グループ事業	施行令第2条第1項第1号ロに規定する事業	(1) 下請振興事業計画承認グループ事業を行う一の代表者 (2) 下請振興事業計画承認グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 下請振興事業計画承認グループ事業を行うそれぞれの者	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
4 総合効率化計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号ハに規定する事業	(1) 総合効率化計画認定グループ事業を行う一の代表者 (2) 総合効率化計画認定グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 総合効率化計画認定グループ事業を行うそれぞれの者	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
5 施設集約化事業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第28条第1項に規定する基準（同項第1号イに係るものに限る。）に適合しているもの (2) 施行令第2条第1項第2号ロに規定する事業であつて、省令第29条第1項に規定する基準（同項第1号イに係るものに限る。）に適合しているもの (3) 施行令第2条第1項第2号ハに規定する事業であつて、省令第30条第1項第1号に掲げる基準に適合しているもの (4) 施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であつて、省令	施設集約化事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 事業協同組合等（事業協同組合又は協同組合連合会をいう。以下同じ。）又は事業協同小組合 イ 協業組合 ウ 合併会社又は出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

	第31条第1項第2号又は第31条第2項第1号イに掲げる基準に適合しているもの		
6 連鎖化事業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であつて、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ロに係るものに限る。）に適合しているもの (2) 施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であつて、省令第31条第2項第1号ロに掲げる基準に適合しているもの	連鎖化事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 事業協同組合等 イ 出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設の土地、建物、構築物又は設備
7 共同施設事業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であつて、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているもの (2) 施行令第2条第1項第2号ロに規定する事業であつて、省令第29条第1項に規定する基準（同項第1号ロに係るものに限る。）に適合しているもの	共同施設事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 特定中小企業団体（施行令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。） イ 企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
8 経営改革事業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸するものを含む。） (2) 施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であつて、省令第31条第1項第3号に掲げる基準に適合しているもの	経営改革事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 特定中小企業団体 イ 出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
9 設備リース事業	施行令第2条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているものであつて、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取予約付きで賃貸するものを除く。）	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備
10 企業合同事業	(1) 施行令第2条第1項第2号ハに規定する事業であつて、省令第30条第1項第2号から第6号	企業合同事業を行う合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は

	<p>までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(2) 施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であつて、省令第31条第1項第4号から第8号までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(3) 施行令第2条第1項第2号ホに規定する事業</p>		設備
11 集団化事業	施行令第2条第1項第3号に規定する事業	<p>集団化事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業協同組合等</p> <p>(2) 事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者（施行令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。）企業組合又は協業組合</p>	施行令第2条第1項第3号に規定する工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備
12 集積区域整備事業	施行令第2条第1項第4号に規定する事業	<p>集積区域整備事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 事業協同組合等</p> <p>(2) 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者</p>	施行令第2条第1項第4号に規定する工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備
13 地域産業創造基盤整備事業	施行令第2条第2項第1号に規定する事業	<p>地域産業創造基盤整備事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 特定会社（施行令第2条第2項第1号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 一般社団法人等（施行令第2条第2項第1号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 商工会等（施行令第2条第2項第1号に規定する商工会等をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 市町</p>	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
14 商店街整備等支援事業	施行令第2条第2項第2号に規定する事業	<p>商店街整備等支援事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 特定会社</p> <p>(2) 一般社団法人等</p> <p>(3) 商工会等</p>	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
15 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町が中小企業者の経営環境の変化に対応するため、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る事業	<p>地域産業創造基盤整備活性化事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 特定会社</p> <p>(2) 一般社団法人等</p> <p>(3) 商工会等</p> <p>(4) 市町</p>	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
16 商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するため、又は既	<p>商店街整備等活性化支援事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 特定会社</p>	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は

	存施設の陳腐化、老朽化等を解消 するために行う施設の再整備に係 る事業	(2) 一般社団法人等 (3) 商工会等	設備
--	---	-------------------------	----

別表第二を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

貸付金の種類		貸付割合	利率 (年利)	償還期限(据置期間を含む。()内は、据置期間である。)
1 小規模事業者貸付	別表第1の11又は12に掲げる事業に関し、小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。)が専有する施設の整備に係る貸付金	整備資金(貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の90以内	1.05パーセント以内	20年以内(3年以内)
2 広域貸付	別表第1の6、7又は9から11までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付金	整備資金の100分の80以内(本表の1に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合にあつては、整備資金の100分の90以内)	1.05パーセント以内	20年以内(3年以内)
3 施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの イ 過去に、別表第1の1から12までのいずれかに掲げる事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付金 ロ 別表第1の11に掲げる事業を実施した事業協同組合等が施行令第2条第1項に規定する事業として行う空き区画等の再整備に係る貸付金	整備資金の100分の90以内(本表の2に掲げる広域貸付又は4に掲げる普通貸付に適合する場合にあつては、整備資金の100分の80以内)	1.05パーセント以内	20年以内(3年以内)
4 普通貸付	別表第1の1若しくは3から12までに掲げる事業に係る貸付金であつて、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の15若しくは16に掲げる事業に係る貸付金	整備資金の100分の80以内	1.05パーセント以内	20年以内(3年以内)
	別表第1の1から12までに掲げる事業に係る貸付金であつて、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の13若しくは14に掲げる事業に係る貸付金	整備資金の100分の80以内(別表第1の2に掲げる事業に係る貸付けにあつては、整備資金の100分の90以内)	無利子	20年以内(3年以内)
5 災害復旧貸付	別表第1に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものに係る貸付金	整備資金の100分の90以内	無利子	20年以内(3年以内)
6 緊急健	別表第1に掲げる事業のうち事業	整備資金の100分の	無利子	20年以内(3

康被害等防 止貸付	用施設に使用されている石綿によ る健康被害等の防止を図るもの に係る貸付金	90 以内		年以内)
--------------	---	-------	--	------

備考 本表の 1 から 4 までに掲げる貸付金の種類のうち、次のいずれかに該当するものについては、無利子貸付けとする。

- 1 別表第 1 の 5 に掲げる事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社に出資した者の 3 分の 2 以上の者が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付け
- 2 別表第 1 の 7 又は 11 に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付け
- 3 別表第 1 の 8 に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号。以下「伝産法」という。)第 5 条第 3 項に規定する認定振興計画、同法第 8 条第 3 項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第 10 条第 3 項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成 5 年法律第 18 号)第 20 条第 2 項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 4 別表第 1 の 11 又は 12 に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付け
- 5 別表第 1 の 1 から 5 まで、7、8、11 又は 12 に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付け
- 6 別表第 1 の 7 又は 12 に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号。以下「小売振興法」という。)第 4 条第 1 項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 7 別表第 1 の 11 に掲げる事業のうち、小売振興法第 4 条第 2 項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 8 別表第 1 の 5 に掲げる事業のうち、小売振興法第 4 条第 3 項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 9 別表第 1 の 8 に掲げる事業のうち、小売振興法第 4 条第 4 項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 10 別表第 1 の 6 に掲げる事業のうち、小売振興法第 4 条第 5 項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 11 別表第 1 の 5、7、11 又は 12 に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成 3 年法律第 57 号)第 5 条第 2 項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 12 別表第 1 の 4、5(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、7、10、11 又は 12 に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 13 別表第 1 の 7、8 又は 11 に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。)第 7 条第 8 項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第 9 項に規定する特定事業であつて同法第 41 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付け
- 14 別表第 1 の 5、7(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、11 又は 12 に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第 7 条第 7 項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第 41 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 15 別表第 1 の 1 又は 5 から 11 までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 16 別表第 1 の 2 に掲げる事業に係る資金の貸付け
- 17 別表第 1 の 3、5 から 9 まで又は 11 に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 7 条第 2 項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70 パーセント以上が承認計画に記載された
中小企業者である場合における貸付け

- 18 別表第 1 の 5、7、11 又は 12 に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の
需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成 21 年法律第 80 号）第 4 条第 1 項の認定を
受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける中小企業高度化資金について適用し、同日前に貸し付けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。